

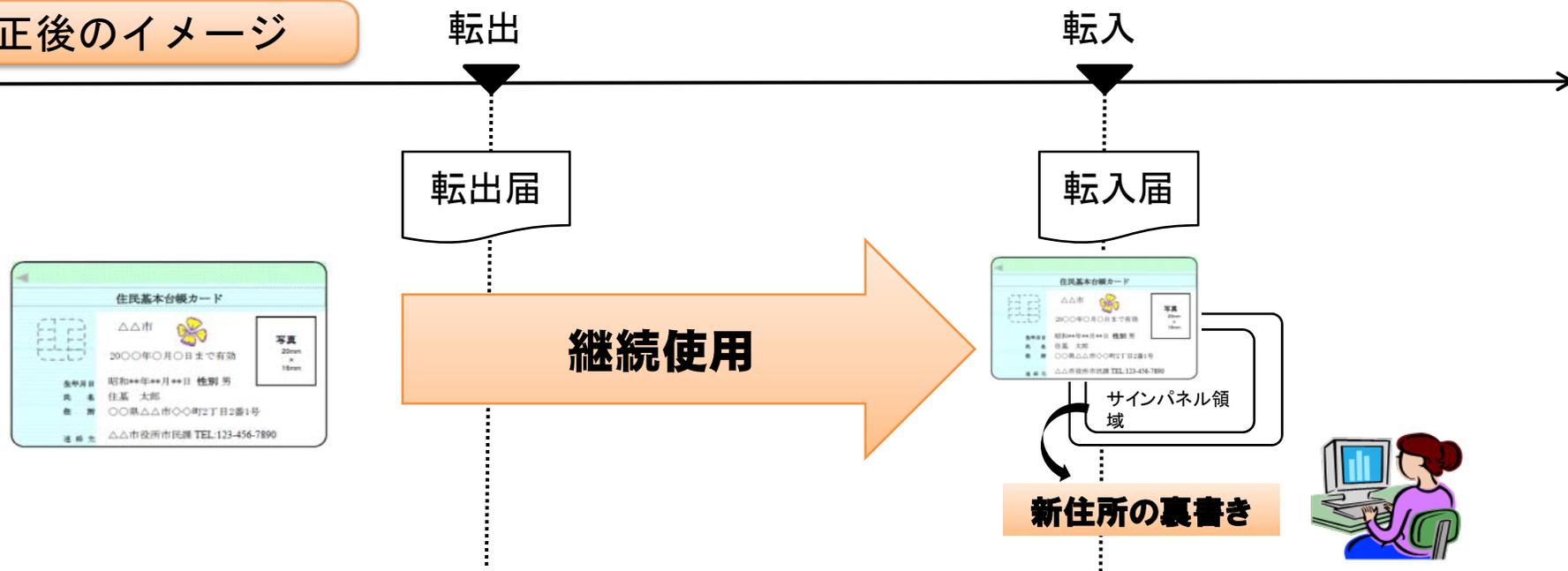
引っ越し時に住基カードが失効しない仕組みの制度化①

資料8

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるよう、住民基本台帳法の一部改正法案を平成21年通常国会に提出予定。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納規定を削除
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

改正後のイメージ



(注) 現在、他の市町村へ住所を移すときは、一度住民基本台帳カードを返納し、改めて転入地市町村で住民基本台帳カードの交付申請を行う必要がある。

引っ越し時に住基カードが失効しない仕組みの制度化②

(表)

住民基本台帳カード

△△市 

20〇〇年〇月〇日まで有効

写真
20mm
×
16mm

生年月日 昭和**年**月**日 性別 男
氏名 住基 太郎
住所 〇〇県△△市◇◇町2丁目2番1号
連絡先 △△市役所市民課 TEL:123-456-7890

ICチップ

住基ネットAP	公的個人認証AP	独自利用AP	券面事項確認AP
基本利用領域	公的個人認証利用領域	独自利用領域			

(裏)

- ◆カードにご使用のパスワードは他人に知られないようご注意ください。
- ◆カードは曲げたり折れたりすると使用できなくなりますので、取り扱いにご注意ください。
- ◆カードを亡失した時は、直ちに届け出てください。
- ◆このカードを拾得された方は、直ちに下記の連絡先へご連絡ください。

サインパネル領域

(新)住所などを記載
市町村長(印)

氏名
生年月日
性別
(新)住所
写真
有効期限

- カード裏面に(新)住所等を裏書きする。
- 公印を押す

引っ越ししても住基カードを継続して使用可能とするため、住基カードの基本利用領域、独自利用領域に関連するシステム整備が必要。